

令和 8 年 10 月 1 日

患者様各位

澄み渡る秋空のもと、心地よい風を感じる季節です。皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、10 月 1 日は「法の日」です。「法」と聞くと、裁判所や弁護士、難しい条文などを思い浮かべ、自分とは少し離れた世界のように感じる方も多いかもしれません。しかし「法の日」は、誰もが安心して暮らせる社会を支える法律や裁判の役割について、身近に考えるための日です。

その由来は、昭和 3 年(1928 年)10 月 1 日に旧「裁判所構成法」が施行されたことにさかのぼります。その後、昭和 35 年(1960 年)に「法の支配」や基本的人権の尊重について理解を深めることを目的として、10 月 1 日が「法の日」と定められました。

私たちが普段あまり意識していないだけで、法律は日々の生活のさまざまな場面に関わっています。例えば、スーパーで商品を買うことも法律上は「売買契約」の一つです。住宅の賃貸契約や相続、道路を安全に利用するための交通ルールなど、私たちの暮らしは多くの法律やルールによって支えられています。

医療の現場も例外ではありません。医療機関では、患者さんが安心して診療を受けられるよう、個人情報の取り扱いや説明と同意、医療安全など、さまざまな決まりが設けられています。診療内容について十分な説明を受けたうえで自分の意思で治療を選ぶことや、病気や治療に関する情報が適切に守られることも、安心して医療を受けるための大切な仕組みの一つです。

法律は私たちを縛るだけのものではなく、安心して暮らすための大切なルールでもあります。この「法の日」をきっかけに、普段はあまり意識しない身近な法律について、少し考えてみてはいかがでしょうか。

今後も引き続き、「患者様第一」を心がけ、質の高い医療を提供すべく、診療に遺漏無きよう努めてまいります。
何卒よろしくお願いいたします。



医療法人社団茅ヶ崎セントラルクリニック

院長 仙賀 裕